平成３０年（フ）第３３号
鹿児島県鹿屋市串良町有里5778番地
債務者　泊　　富弘
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
北海道小樽市銭函２丁目48番27号、前住所神奈川県川崎市宮前区東有馬２丁目38番１－302号　タワービレッジ鷺沼
債務者　三本木敬子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第４０号
長野県安曇野市三郷明盛4120番地14
債務者　佐藤　昌彦（旧姓野本）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１２４号
京都府八幡市八幡備前２番地の２　マンション備前Ｂ棟203、前住所京都府八幡市八幡備前２番地の４　マンション備前Ａ棟205
債務者　奥田まり子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１３３号
京都市東山区七条鴨川東一筋目南下ル一橋宮ノ内町７　京乃宿　鴨東　305号、住民票上の住所京都市山科区竹鼻竹ノ街道町30番地４　パラッツォディモデルノ603
債務者　山田　剛士
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４９号
京都府宇治市広野町西裏23番地の４　サンヒルズハウス212号
債務者　谷口　直樹
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５３号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町83番地　ベルメゾン中塚　１－Ｄ号室
債務者　糸洲　優二
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１７４号
京都市山科区東野八反畑町58番地　東野第１グリーンハイツ209号、前住所京都市北区大宮南林町36番地
債務者　加藤　健一
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１８１号
京都市西京区川島粟田町８番地10
債務者　戸田　和子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１８２号
京都市山科区四ノ宮垣ノ内町23番地３
債務者　北川　　榮
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１８７号
京都市山科区椥辻池尻町14番地18　山科団地902号室
債務者　吉田　保治
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
奈良県大和高田市礒野北町14番４－404号
債務者　阪口　　健
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄435番地の17
債務者　藤木　良恵
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
奈良県北葛城郡王寺町太子３丁目２番29号
債務者　杉田　　敦
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第７号
松江市大正町431番地　サンコーポ大正町403号、前住所松江市伊勢宮町562番地
債務者　多田納由美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
徳島県名西郡石井町石井字石井627番地８
債務者　宮崎　庸介
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号
高知県高岡郡佐川町甲1685番地１　ＫＪＣマンション　３Ｆ307号
債務者　横田　恭子（旧姓西森）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
高知地方裁判所須崎支部